八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行］
発行部数　18500
定価　一部五円

一月定例市会

市税條例など改正可決

枩倉収入役再任

昭和二十九年初の当市市議会定例会は、一月二十六日午後一時より開会、先ず十二月納め市会に於て付託の昭和二十七年度各種経済歳入歳出決算につき、決算特別委員会の報告（別項）通り承認、次いで今次職員のベースアップによる給与條例中の一部改正など四議案を審議の結果、即日原案可決、一般会計追加更生予算（一二、一三五、一〇〇円）、特別会計病院事業費の追加更生（二七六、三四〇円）及上水道事業費の歳出減額（二九四、四六〇円）につき付託になつた各関係委員会の慎重なる審議の結果別項委員長の報告通り、二十九日午後三時再会の本会議にていずれも承認可決された

條例

第一号

職員給与條例中改正條例

第四條に定める別表第一を別表第一のように改める。

第五條第三項に定める別表第二を別表第二のように改める。

第二十一條中「二割五分」を「二割」に改める。

附則

1、この條例は公布の日より施行し、昭和二十九年一月一日から適用する。

2、この條例適用の日における職員の給与は、政府の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二八五号）に準じて切替えるものとする。

（別表第一及第二表省略）

第二号

市税條例中改正條例

第二十條第一号中「日本国有鉄道」の次に「日本電信電話公社、日本赤十字社」を加える。

第二十四條第一項中「毎年四月三十日までに」を「毎年三月三十一日までに」に改め、同條第一項及び第二項を削除する。

第二十四條の二を次のように改める。

第二十四條の二　前條の規定により申告書を提出する義務がある者で、前年中において給与の支払を受けた者は当該申告書に所得税法第六十二條第一項の規定によつて交付されるべき源泉徴収票又はその写を添付しなければならない。

第二十六條の二中「二月十日」を「二月末日」に、「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三十五條の四第一項中「同年四月三十日までに」を「同年四月十五日までに」に改める。

第三十五條の五第二項中「（その事由が発生した日が当該年度の四月十五日前である場合においては四月）」を削除し、同條第三項中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

第三十五條の八中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

第四十二條の二を次のように改める。

第四十二條の二　昭和二十七年四月一日以降において新に建設された発電所又は変電所の家屋（もつぱら発電又は変電の用に供する機械機具を収容するものに限る）及び償却資産並びに発電施設に対して課する固定資産税の税率は当該固定資産に対して新に固定資産税を課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り前條の規定にかかわらず百分の〇、八とする。

附則

この條例は公布の日から施行し、第二十條、第四十二條の二の規定については、昭和二十八年度より第二十四條、第二十四條の二、第二十六條の二、第三十五條の四、第三十五條の五の規定については昭和二十九年度分より適用する。

議案第三号

湿田単作地域農業改良促進法に基く本市営事業実施について同意を求める件

記

一、西郡、北木の本、沢の川、八尾排水、萱振、穴太、久宝寺、龍華、出口、佐堂、中野、萱振南の各地区

一、受益面積　二百七十六町歩

（理由）本市は昭和二十八年十月五日湿田単作地域農業改良促進法第二條第三項の規定により大阪府知事より湿田単作地区としての指定をうけたのであるがこの事業施行に当り土地改良法第九十六條の二第二項により本案のとおり議会の同意を求める次第である。

（原案承認）

議案第四号

収入役を任命するにつき同意を求める件

記

住所　大阪府南河内郡古市町大字碓井七四七番地
氏名　枩倉政治
生年月日　明治三十三年二月二十七日
職業　特別地方公務員

（理由）本市収入役枩倉政治は昭和二十九年一月三十一日をもつて任期満了となるので、後任者任命のため地方自治法第百六十八條第六項によつて本案のとおり議会の同意を求める次第である。

（原案承認）

人権擁護相談

とき　二月十七日（水）午後二時―四時
ところ　龍華出張所

あなたは人権を犯されていませんかすぐご相談においで下さい。

再任に當つて

収入役　枩倉政治

今回図らずも当市収入役に再選されましたことは、身に余る光栄であり誠にありがたいことであります。幸に過去四年間は大過なくその職責を果すことが出来ましたことは、全く市民各位が平素から断えずご支援下さつた賜でありまして、ここに謹んで感謝する次第であります。

私はこの再選を契機として一層職務に勅励努力して市の出納事務に専念、会計事務についてはいささかの手落のないことを期したいと思つているものであります。本年は殊に市長が財政運営上緊縮方針を堅持されるようであります。

当市は特に他都市のように決算上まだ赤字を見ておりませんが、市の財政は極めて緊迫している折柄、私は市長のご方針を尊守し、極力支払を切り詰め無駄な経費は絶体支払わないこととして市民各位の期待に添いたいと思うのでありますが四億円に近い大世帯を切り盛りするために常に心を傷めております支払資金の操作にご支援をお願いいたします。そのためには市税を納期に完納していただくことが先ず必要でありますが、その他健全な財政を保つて行きますため財政の運営により一層のご協力を煩わしますとともに収入役の採るべき事務につきましても不断のお励ましを頂きますよう切にお願いいたします。

（児童公園で楽しく遊ぶ子供たち）

三児童公園建設

市土木課では昭和二十八年度の事業として懸案中の都市計画事業の一つとして児童の安全な遊び場として次の児童公園の完成を急いでいる

△植松児童公園　費用六〇万円で植松地区内に五〇二坪の設備を工事中

▽安中児童公園　費用五五万円面積五百坪

▽顕証寺児童公園　久宝寺御坊内に費用二二万円で八四〇坪を

何れも児童遊戯用としてそれぞれブランコ二基、シーソー一基、すべり台、砂場などを設ける。

覚せい剤絶滅に

対策協議會を設置

最近の覚せい剤中毒患者は全国に約百万人と推定され、東京、大阪が中心で、大阪警視庁の統計では二八年中に大阪市で検挙した数量だけでも、全国許可業者の製造量の一五七倍の二三六万本（一本一ＣＣ）と云う恐るべき数を示している

これと同じく覚せい剤常用者の犯罪も激増の一途をたどつている。

覚せい剤の中毒患者の症状は行動的で殺人、傷害、放火など恐るべき犯罪が多く、強度のものは精神異常者あるいは廃失者同然となつた例も数多くみられる。

当市でも昨年中に覚せい剤違反者として男六三名、女一五名、押収薬品三六一二本（一本二ＣＣ）取調関係者一〇八人の多きにのぼつている。そこでこの絶滅対策として府下衛星都市が一体となつた府下市議会覚せい剤対策連絡協議会に参加すると共に、当市にも対策協議会を設置し、厚生委員会及び文教委員会、警消委員会と協力する一面青少年問題協議会とも連携し覚せい剤撲滅に積極的な対策をすすめて行くことになつた。

なお協議会の主な事業内容は次の通りである。

一、被害につき自覚と反省をうながし一般家庭に対してもその認識を深める。
一、運動目標に関係ある精細な資料の頒布
一、言論報道機関などの協力を得る外パンフレット、壁新聞などの配布
一、座談会、講演会の開催
一、窓口相談所の開設
一、取締の強化に協力

市誌編集に着手

市民のご協力を望む

当市では、かねてより懸案中であつた市誌の編集に着手することになり二月一日付で、府立八尾高校長山下信太郎、同校教諭沢井浩三、郷土史研究家西岡三四郎の三氏をその編集員に嘱託した。

この完成は昭和三十三年三月の予定で市制実施十周年記念事業の一つとなる。

編集は少人員で行うことであるから市民の皆様の強力なご支援をお願いしたいと思います。特に家宝として所蔵の関係資料をお持ちの方は進んでこれにご協力をいただきたいものです。

委員長報告（要旨）

財政総務委員会

付託案件・昭和二十八年度一般会計歳入歳出追加更生予算の件

審議月日・一月二十八日

歳入につきその規模の適否を重点的に検討したところ、今回の補正により三億七千四百万円余となつている見積中、六三制の整備事業、保育所関係の国庫補助等で約九百四十万円、競馬事業で約四百万円計一千三百万円程度が欠損となつている点を、理事者の説明を求めたが、出来得る限り欠損見込みを是正、重点事業の執行に努力したいと回答あり、その努力に期待して諒解した。

次いで歳出面で一千二百十三万円の増額には、内容が既定経費が一般物件費百三万円、行政経費二百十三万円節減され、これらが職員のベースアップ、不足見込の物件費等の財源に転用されており、目下の市の財政では止むを得ないことであるがその節減個所の理由と、その影響を重要視して検討の結果、理事者側の明確なる今後の執行見込とその節減による対市民影響を極力是正した苦心の跡がうかがわれ已むなく承認したのである。

又、新規増加経費では、現下已むを得ないものと諒承、就中、生活保護を中心とした社会保障経費の増加に伴い国家の施策が財政的に圧縮を加えつつある現況に鑑み、特にこれらの行政に対して理事者の熱意と関心を要請、特に明年度予算編成にあたつて格別の意を用いることを希望した。（紙面の都合で各委員長報告次号に掲載）

決算特別委員会

付託案件　昭和二十七年度　各種経済歳入歳出決算認定の件

審議月日　一月八日、十三日、十八日、十九日

決算委員　谷口（経済）小池（総務）川畑（建設）島野（厚生）中谷（事業）児玉（文教）梶田（交通）近沢（警消）吉田（町村合併）

理事者側、市長、助役、収入役、会計課長及関係課長、監査委員、監査室長

（特別会計上水道費）

予算に対する執行は確実に行われていた。然し水道事業収入は、使用料、手数料及び工事収入がその総てであつて、増収のために最善の努力を傾中するよう希望し、監査意見書で調定額の算定を正確にすべきであるという点も、注意を要望した。

収入未済額百万円では、二十八年度で鋭意徴収に努力され、現在五六万円程度を残すのみであるとの説明を聞きその努力を認めた。

水道課に起つた事件の処理では、記録を作製、その顛末を明確にする必要があるとこの実行方を強く要望した。

次に水道課人員につき質すと、課長は現員では無理であると答えたので、不足する人員で業務を遂行すると今後の増収をはかる上に困難が伴い、又この間事故の発生するかも知れぬので、速かなる整備を市長に要望した。

（特別会計競輪事業費）

収入減の原因は開催中、天候に恵まれなかつた事と競輪が漸次下火に向つている事が大きな原因であり、減収巳むを得ないが、本市にとつては重要な財源であるから今後の開催は、歳出面で極力節約すべきを痛感し、予算編成に一層の善処を要望承認した。

（一般会計）

歳入歳出の各款毎に慎重な検討の結果、先ず歳入面で最も大きな率を占める市税のうち三千二百万円にのぼる未済額のあることは遺憾とされ、徴収に万全の努力の払われ、成果は上りつつあるが、本市の乏しい財源を思い、今後の努力を要望した。

公営企業、財産収入の土地収入予算二万五千円に対し、収入が七千六百円であり、全額収入の出来なかつた点を理事者に答弁を求めたところ、これは大信寺広場、大正住宅 のもので、前者は二十六、七年度では収入なく、二十八年度で一括収入となり、後者は正当科目に入らず雑収入に入れたと回答あり、これは監査意見書でも指摘されているので、今後かかることのないよう注意した。

次に歳出面では、前年度より一億一千六百七十万円の増加となつており、これは多額の退職金、ベースアップによる引上げ増加によるもので止むを得ないと認められたが、反面健全財政を堅持するために一千三百八十万円の不用額を出し、歳入とのバランスをとり又節約によつて生ずるものには理事者の意を汲み敬意を表すべきであるが、当然執行さるべきものまで減額されているものが相当見受けられた。

予算はあくまで見込み額であり、予算の編成後過不足の生ずることは止むを得ないが、不用額全部が妥当なものであるとすれば、当初予算の編成は計画性がなさすぎたと思われた。

中でも「産業経済費」で当市の商工振興のはかる意味にて、又統計調査費で、甚だしく不用額を出していることは再考の余地があると思われた。

とりわけ、後者の重要なことは一国の文化の消長のバロメーターにも考えられるもので、現在の指定統計のみに終止するようでは、文化都市として八尾市建設の途上残念であると、理事者の反省を促した。

最後に監査意見書に於て、決算に関連する諸帳簿の記入は正確であり、且つ証憑書類の整理も良好であると意見の付されていたが、一部に於て不完全なものが指摘され今後十分注意するよう理事者の確約あり了承した。

人事移動

命保母見習　中井保江
命亀井保育所勤務
事務見習　中津川行人
（徴税課）
命事務員　（以上一月一日付）
主事補　由良源三郎
（秘書課）
命公平委員会書記兼務
（一月十二日付）
命看護婦　奥山豊子
命市立病院勤務
（一月二十二日付）

教育委員会のあゆみ

一月八日（金）市立各中小学校始業
一月九日（土）文部省社会教育官小和田氏講演会（於公民館）
一月十一日（月）龍華小学校二期工事上棟式挙行
一月十三日（水）第二十一回教育委員協議会、一月定例委員会（❶補正予算原案❷請願第七、八号処理について）
一月十五日（金）成人の日、市立中学校生徒による模擬市会開催（市議会議事堂）
一月十六日（土）成法中学校二期工事上棟式挙行
一月十七日（日）成人式、青年祭（於八尾小学校）
一月二十三日（土）第十一回大阪都市教育委員連絡協議会（於豊中市）
一月二十八日（木）文教委員会（午前九時）第二十二回教育委員協議会（午後、新年度予算編成方針について）
一月三十日（土）大阪都市教育長役員会（於堺市）

第三期市営住宅成る
用紙交付八日から

かねて住宅に困っている市民から強く要望されていた市営住宅建設工事は総工費七百二十余万円の経費をもって昨年末から萱振住宅地区内に着工、この程その二十戸が竣工に近ずいたのでその入居申込みを受付けることになった。

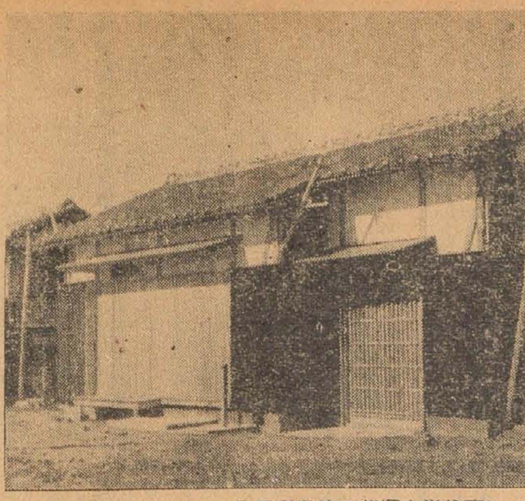
（入居者を待つ萱振市営住宅）

入居申込希望者は次の要項をお含みの上その手続をとられたい。

要領

一、申込用紙交付
日時―自二月八日至二月十日三日間（午前九時より午後五時まで）
場所―市役所受付

二、申込受付け
日時―二月十五日二月十六日二日間（午前九時より午後五時まで）
場所―八尾小学校講堂

三、抽せん
日時　二月二十三日（午前十時）
場所　八尾小学校講堂

四、提出書類
米穀通帳、市民税完納証（昭和二十八年度分）

五、建物の構造
第一種――木造　瓦葺　平家建一〇・五坪
六帖、四帖、五帖、三帖（板間）玄関、物置、便所、

六、家賃　月額一千九百円

七、敷金　月額家賃の三ケ月分

八、申込資格
1、一定の業務に従事して親子夫婦で構成する二名以上の家族又はこれに準ずる者で家賃の支払能力がある者
2、現に当市内に職場を有する者又は居住する者
3、左の各号の該当者で現に住宅に困窮している者
イ、住宅以外の建物、場所に居住する世帯
ロ、危険建物又は応急バラック居住世帯
ハ、居住困難な同居又は間借をしている世帯
ニ、住宅がないため親族と別居している世帯
ホ、立退の要求を受け立退先がない世帯（自己の責に因るものは申込めません）
ヘ、遠距離通勤者（片道二時間以上所要のもの）
ト、現在不当に高価な家賃のため生活困難な世帯
チ、市内に独立生計の保証人二人ある者

九、月収基準
毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が当該家賃の六倍以上十五倍以下であること。

なお申込記載事項が事実と相違するときは当選しても無効となる。その他詳細については市役所総務課で問合せ下さい。

監査公表

概要

本市福祉事務所が二年前発足した当時の事務量と現在の事務量を比較して見ると生活保護では要保護者の増加とこれら保護費の改訂が頻繁に行われ、その他児童福祉法身体障害者福祉法及び戦傷病者戦没遺族援護法もたびたび改正されまた母子寮、養老院の新設に伴う事務などが追加された。この外従来より日赤、共同募金など季節的のものや未復員留守家族の援護外地引揚者の援護或は災害救助に関する事務など、広範多岐にわたるため非常に複雑である。これらの事務処理については、所員の努力により相当好成績を挙げており就中昨年二月生活保護事務および福祉統計事務優良なので府知事より表彰を得られたことは良好であった。

然し今回の監査の結果より見て更に事務組織に検討を加えれば一層効率を挙げ得るものと認められたから研讃を望む

言うまでもなく現在の社会福祉事業は過去の如き慈善的、恩恵的なものでなく、社会福祉事業法の第三條に「社会福祉事業は援護、育成又は更正の措置を要する者に対し、その独立心を損なうことなく正常な社会人として生活することが出来るよう援護することを主旨とし経営されなければならない」と規定されており、之が適切な運営を期するために単に事務的のもののみでなく関係外郭団体と更に緊密なる連絡を保ち援護の実を挙げられたい。

以下気付いた事項について説明する。

一、遺族の靖国神社参拝に要した経費が未精算となっていたが速に精算されたい。

一、緊急援護資金中、貸付金は回収を要すべきものであるから支給金と区別し借用書など関係書類を一件毎に整理し回収に便ならしめられたい。

一、近畿財務局より遺族に下附される国庫債券の受領方通知あるに、未だ受領せざりしもの十一件が見られたが之等は可及的速に処理されたい。

一、日赤、共同募金の収支に誤りはなかったが、去る十月実施した共同募金において未収の地区があるが積極的に完結されたいなおこの種募金は何れも一時、預金しているがこれの預金利子が収入されていない。当然得るべきものは収入して、適切な措置をなすべきである。

一、文書類の整理は良好なものもあったが、一部に粗雑なものがあり中には監査前急ぎ整理の跡が認められたが書類整理は平素より文書規定に則り完全なる処理保管が望ましい。

一、ジエーン台風による災害復興貸付金の回収が甚だしく遅延している。このことについては既に注意を促し其後可成積極的に行われていることは認めるが、更に回収に努力せられたい。

一、生活保護ケースファイル（個人保護台帳）書類整理は良好と認められたが、これら保護費の計算について抽出検査したる処誤謬が散見されたから特に慎重を期されたい。

一、保護台帳の給与明細書欄の記入を省略し、これに変るべき支払通知の添付なきものが見受けられたが、洩れなく添付し給与記録を明確にされたい。

一、保護費の支給は従来福祉事務所員によって手交されていたが本年の八月より出張所長より手交することに改めたことは良策であったと認める。

一、公益質舗資金在庫品高帳の帳簿は改善の要が認められる。

一、府委託の里親に交付する委託費の金券受領日などは明確に記録されたい。

一、身体障害者更正指導台帳作成事務が渋滞しているが適切な措置を講じ速かに作成を了されたい。

一、備品消耗品受払状況は概ね良好と認められるが備品台帳の現在累計高が記入されていなかった。

2.20―3.13
演藝大会日程決る
市税完納者を招待

お待ちかねの市税完納感謝宝くじ抽籤券は完納者調査の煩雑な事務も順調に進行し、近く各ご家庭へお届けいたします、何卒ご期待下さい。

なお、完納者招待の各地区演芸大会日程は次のようになりました

二月二十日（土曜日）
八尾地区
西郡地区
漫才二組、浪曲、落語、漫談、冗談音楽など

二月二十七日（土曜日）
山本地区　ＡＢＣ放送公開録音「歌のコンクール」「三つの音」
大正地区　ＮＪＢ放送公開録音「３Ｂアワー」浪曲漫才など

三月六日（土曜日）
龍華地区
西郡地区
浪曲、漫才二組、落語、漫談、奇術など

三月十三日（土曜日）
久宝寺地区　浪曲、漫才二組、落語、漫談など

各地区会場はそれぞれ小学校講堂を予定していますが何れ、くわしくご案内します。各演芸出演者は関西一流芸能人と交渉中です。公開抽せんは予定通り三月二十一日（日曜日）に華々しく開催します。

各会場、出演芸能人が決定次第宣伝ビラ、回覧などで、くわしくお知らせします。

元華北交通従業者に
退職金を支給

在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所では、終戦時華北交通株式会社に在職していた人達に退職金の支払を行うことになりました。

該当者は二月末日までに至急届出手続をして下さい。

なおくわしいことは福祉事務所社会係でお尋ね下さい。

市民の声

建築法違反

（問）近鉄八尾駅前の小川の上に突き出て家を建てているが境界を無視してもよいのか、市の川の上を無断で使用出来るのか調査を望む　（S・H）

（答）一、道路使用による建築法違反
二、公有水面の無断使用
三、駅前道路の拡張

一、については再三調査いたしましたが、建築基準法違反は発見できません。

二、については某氏が法規不知のまま無断で公有土地を一部使用していることを確認、処理方針詮議中です。

三、駅前広場を設置する必要は感じていますが現在相当な商店街になっていますので、予算面からも現地状況からも簡単に実現困難と考えています。　（府広報課）

郵便局出張所設置

（問）萱振住宅に郵便局及びポストの設置を願います。郵便局は水源地前、ポストは近鉄前にいかなければないので不便です。予算数の関係もあると思いますが郵便局の出張所でも実現してほしいものです。　（萱振K・Y生）

（答）郵便局の設置は、予算の制約と土地の状況、戸数、人口、通信力或は交通事情などの配置基準をも考慮されますので現在の状況では困難です。ポストの設置は八尾中前と住宅の中心地の二ケ所に設置しているからご承知願います　（八尾郵便局長）

溝さらえの後始末

（問）最近は時々溝さらえに来ていただくのは誠に結構ですが、泥は溝のすぐ横に積み上げられそのままになっている、衛生上どうかと思いますから適当な場所に処置してもらいたいものです。　（山本H・O）

（答）当地区はほとんど土管が設備されているので、左様な事はないと思いますが、今後十分注意します。溝の泥は引上げてから一両日中に処理していますが、なお再度注意します。　（衛生課）

親切にされた謝禮

近鉄山本駅前へ集金に行きましたが、先方に急病人が出来て集金も出来ず帰途につきましたが電車賃が無く困り駅前交番所で、勤務中の勝山巡査にお願いしたところ非常に親切にしていただき早速五十円也を貸して下さいました。金額はわずかでも私にとっては其の時は大金、勝山巡査の物腰態度と同情のこもった言葉など今思い出しても涙の出る程嬉しく、感謝の心持で一ぱいです。（中略）私の本心として出署の上お礼申し上げるのが本意ですが書面にて失礼いたします（旭区梅本庄之助）

災害復興の資金に
伸びる郵便貯金

郵政省では大蔵、文部、建設、農林各省協賛のもとに災害復興郵便貯金増強運動を全国に展開中であるが、国民の災害復興への関心が高まり郵便貯金はぐんぐん増加している大阪郵便局管内二府四県（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）の成績が昨年末からうなぎ上りの好調で一月二十三日遂に年度当初目標額百二億四千万円を突破したので更に十二億二千万円の追加目標額の達成に懸命の努力を注いでいる。

この増加の主な原因は郵便貯金が災害復興資金の大半を賄っているほか三千三百億円に上る大きな貯金が地方の復興福祉増進に利用されているため年末ボーナス供米代金などの余裕の金が安全、有利な郵便貯金に預金されたことがあげられている。

府県別郵便貯金成績表

府県名	実績（百万円）	実績割合
滋賀	六一七	八九%
京都	二〇二九〃	一一二〃
大阪	三四三五〃	九九〃
兵庫	二二八八〃	八八〃
奈良	七三九〃	一〇五〃
和歌山	一一五〇〃	一一八〃
計	一〇二五八〃	一〇〇〃

内八尾局管内分
▽積立貯金　一〇、九二六、一八九円
△定額〃　一六、七七七、四七一円
▽普通〃　二六、六一三、一一四円
総額　五四、二〇七、二七四円
（昨年四月より一月までの集計）

償却資産の申告
未提出の方は早く

度々お知らせしておりますが償却資産の申告期限は一月末日です多忙にまぎれて申告をお忘れになって居られる方は明日と云わず今直ぐに市税務課へ申告して下さい

申告義務者は本年一月一日現在事業のために必要な次の資産を所有する方です。

1、構築物（家屋以外の土地に定着する土木設備、例えば煙突、貯水池、橋、軌道など）
2、機械及び装置（コンベヤ、ホイスト、起重機など搬送設備を含む）
3、船舶、航空機
4、車輌及び運搬具（自動車税、自転車税及び荷車税の課税対象になる自動車、自転車、荷車を除く）
5、工具、器具、備品（営業用に使用する計器、ウインドー、陳列ケースなどを含む）

買上げと論文募集
ねずみとり月間行事

一、ねずみとり方法、論文募集

1、募集論文の題
「器具又は、殺そ剤等を用いる効果的なねずみ駆除方法について」（字数は制限しません）

2、府ではその論文の方法によって、実施し優秀と認めたものの順位で判定します。

3、賞金の種類
一等（一〇、〇〇〇円）一名
二等（五、〇〇〇円）一名
三等（三、〇〇〇円）一名

4、提出先と期日
保健所又は直接大阪府環境衛生課長（虫疫係長）へ二月末日までに提出して下さい。

二、ねずみ券による抽せん

1、ねずみ券の発行
市役所や各出張所で、ねずみ一匹と引換えにねずみ券一枚の割合で差上げます。（このねずみ券は、市町村の一連番号を附しているが期間終了後、府ではこれを整理して再び府で一連番号をつけ、その番号で抽せんを行い当選者を決定します。

2、抽せん種類次の通り

一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇円	五本
三等	一、〇〇〇円	十本
四等	五〇〇円	二十本
五等	一〇〇円	二百本

なお抽せんについては別に発表します。ねずみ券は大切に保存していて下さい。皆様のご協力をお願いします。

養老院への贈物

薄幸の老人へと次の方々から贈られた温かい愛情の数々に養老院の老人は心から感謝しています

▽安藤浩二氏（植松五）より週刊雑誌二十六冊
▽小林秀太郎氏（山本三九七）より各種雑誌八十冊
▽西村米造氏（西郡町）より金五千円
▽川口累一氏（久宝寺一四二）より自筆水彩画（画題「落暉」）一幅

身体障害児の福音
ご相談は保健所へ

手足や、身体に障害のある子供さんの成長は特に案じられるものです。そこで一人一人の障害に応じて、どう育てたらよいかを指導する身体障害児療育指導が次の通り行われます

指導者は大阪大学医学部整形外科教室、住吉修逸先生です。身体の不自由な子供さんをお持ちでご相談されたい方は母子同伴で八尾保健所へおいで下さい。

療育指導の日時
第一回　二月十一日
第二回　三月二十五日
時間　何れも午後一時から四時まで。

冬期農業調査

この農業調査は二月一日現在の農家の実状を調べ、大阪府における農業の実態を正確に把握し、農業に関する色々の施策の実施に必要な資料を得るために、農作物の年間収穫高、収穫面積、家畜などについて調査します。

当市では農家一、七〇〇戸を調査員の方が夫々の担当区域内を巡回して面接調査を行います。農家の皆様は調査員の方に特にご協力下さって正確な調査が出来るようお願いします。

二月分の米の配給

二月の一般家庭用配給米は次の通り十四日分です。

第一回	内地米	三日
〃	外米	二日
第二回	準内地米	二日
〃	外米	二日
第三回	内地米	三日
〃	外米	二日

ビタミン強化米の特配

最近、新聞やラジオで発表されている「ビタミン強化米」の配給は、消費者の希望があれば、近所のお米屋で、次の価格で特配されることになりました。（この特配量は一般配給量から控除いたしません）

小売価格
一五〇グラム　五五円

二月は行いません
お米屋の登録變更

米穀小売販売業者の登録変更は、毎二月、五月、八月、十一月の各整理月に行うようになっており、二十八年は五月、八月、十一月の三回に消費者の申請によってこれを行ってきましたが、本年二月に行う予定の登録変更は、食糧管理法施行規則の一部が改正されてこれを行わないことになりましたなお、この改正による登録変更期日は、正式に決定次第お知らせします。

ねずみの買上げ
二月一日より

期間＝ねずみ駆除月間中（二月中）
価格＝一匹につき金一〇円
場所＝市衛生課又は出張所
特典＝大阪府発行ねずみ券（抽せん券）
一匹につき一枚の割合で進呈
▽一等一万円以下五等まで総計六万円が当る。

市役所衛生課